

- a、縣當局者は前述の如く盟休問題の起るや來野して是が中止に努力し兎も角一週間延期せしめた。
- b、文部省よりは金子督學官、吉田屬四月十三日に來野して精細に之を調査するところあつた。
- c、北部郡教育會の有志は兩三日爭議團幹部と懇談して盟休を中止せしめんを努力した。
- d、直接關係者たる野田小學校にては松山校長以下職員一同手分けして或は登校勧誘状に或は爭議團幹部との懇談に或は家庭訪問等に随分努力して若し經濟上の理由で盟休するものこそば學校より學用品及辨當を支給すべき旨申送りて登校を勧誘した。

以上幾多の努力も空しく遂に三ヶ月餘り彼等兒童を盟休せしめたことは誠に遺憾に堪へないことである。

惟ふに學童盟休問題は本爭議に關連して起つた色々の問題の内最も重大なるもの一つであらう。無邪氣にして柔かい勞働爭議の何たるかを解するこの出来ない少年少女等の頭腦に判つきり階級的意識を注入することは考へても恐るべきことではないであらうか。

爭議團の幹部諸氏は如何に之を理由付けたにしても結局一個の戰術たることは争ふべからざる事實であらう。嘗て大正十二年の大爭議に於て學童盟休の重大性を利用して解決促進を誘導し以て多大の成功を收めたる爭議團は今回再び之を断行して以て戰局を有利に解決促進せしめんとしたものであらう。然しながらこのことたるや今回は却つて輿論の反感を招きむしる戰術としても失敗せるものと認めることが出来る。

吾々は今後勞働爭議に於て組合幹部が斯くの如きことを爭議戰術として敢行せざらんことを切に望んで止まない者である。これは同時に小學校令の不備についても相當考究すべき餘地がある様に思はれるのである。

二、本爭議が野田町に及ぼしたる影響

野田町は人口一萬八千〇七十餘人、約三千八百戸にして野田醬油會社の職工と其家族とで凡そ六千人、其他も殆ど大部分が會社に直接間接關係ある者及び其家族である。従て本爭議は野田町に對して色々な影響を與へてゐるのである。

次に其概略を述べよう。

- イ、町政 當町の町會議員は現在二十四名(内一名缺員)であるが組合側よりは三名の議員を出してゐる。但し内二名は會社職工にして一名は印刷業に従事してゐる。(會社からは社長兩常務及び二取締役が議員となつてゐる)
- 去二月二十三日昭和三年度に於ける豫算審議のため町會を開催したるに際し爭議團員多數傍聴に押かけ來り喧擾を極めて議事進行せず遂に二十五日に延期したのであるが、當日組合側議員は「本爭議については一回も町會を開かずして、然もこの爭議のため一同困窮に苦しみを蒙る際斯くの如き尠大なる豫算を計上するは不都合なり」として議事に参加せず中途退場したので町會は出席議員のみを以て議事を進め町役場の新築費を削除して豫算原案を可決した。
- 然るに町會終るや爭議團は町民大會を開き町長、助役及常任委員五名に對し辭職勧告の決議をしたのである。
- ロ、町の財政 爭議團は本爭議の起るや戸數割の納付を爭議解決まで延期すべき様願出たので町は之を承諾したのであるが、一般町民の中には自分等も之に均霑すべきものと思つて滞納せるものも相當あつた。
- 其滞納状態左の通り。